

【別紙様式】許認可等標準処理期間一覧表(環境・エネルギー部 環境整備課)

課室等名	環境整備課
------	-------

番号	根拠法令		許認可等の種類	標準処理期間	経由機関		処理機関			
	法令名	条項			経由日数	経由日数	処理日数	処理日数		
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8条	1項	一般廃棄物処理施設の設置の許可	焼却施設・最終処分場の場合	345日	林務環境事務所	7日	環境整備課	338日
					上記以外	75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8条の2	5項	一般廃棄物処理施設の使用前検査及び計画適合の認定		30日	林務環境事務所	7日	環境整備課	23日
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9条	1項	一般廃棄物処理施設の変更許可	焼却施設・最終処分場の場合	345日	林務環境事務所	7日	環境整備課	338日
					上記以外	75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9条	2項	変更許可に係る一般廃棄物処理施設の使用前検査及び計画適合の認定		30日	林務環境事務所	7日	環境整備課	23日
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9条の5	1項	廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	9条の6	1項	廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割の認可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12条の7	1項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定		110日	林務環境事務所	7日	環境整備課	103日
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12条の7	7項	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定		110日	林務環境事務所	7日	環境整備課	103日
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条	1項	産業廃棄物収集運搬業の許可		75日		林務環境事務所、環境整備課	75日	
10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条	2項	産業廃棄物収集運搬業の許可の更新		75日		林務環境事務所、環境整備課	75日	
11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条	6項	産業廃棄物処分業の許可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条	7項	産業廃棄物処分業の許可の更新		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の2	1項	産業廃棄物収集運搬業の変更許可		75日		林務環境事務所、環境整備課	75日	
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の2	1項	産業廃棄物処分業の変更許可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
15	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の4	1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可		75日		林務環境事務所、環境整備課	75日	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の4	2項	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新		75日		林務環境事務所、環境整備課	75日	
17	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の4	6項	特別管理産業廃棄物処分業の許可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
18	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の4	7項	特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の5	1項	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可		75日		林務環境事務所、環境整備課	75日	
20	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	14条の5	1項	特別管理産業廃棄物処分業の変更許可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
21	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条	1項	産業廃棄物処理施設の設置の許可	産業廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる施設	345日	林務環境事務所	7日	環境整備課	338日
					上記以外	75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
22	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条の2	5項	産業廃棄物処理施設の使用前検査及び計画適合の認定		30日	林務環境事務所	7日	環境整備課	23日
23	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条の2の6	1項	産業廃棄物処理施設の変更許可	産業廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに掲げる施設	345日	林務環境事務所	7日	環境整備課	338日
					上記以外	75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
24	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条の2の6	2項	変更許可に係る産業廃棄物処理施設の使用前検査及び計画適合の認定		30日	林務環境事務所	7日	環境整備課	23日
25	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条の3の3	1項	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
26	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条の3の3	2項	熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定の更新		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
27	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条の4		産業廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
28	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15条の4		産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割の認可		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
29	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	20条の2	1項	廃棄物再生事業者の登録		30日			環境整備課	30日
30	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	9条		再生利用者(収集運搬業)の指定		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
31	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	10条の3		再生利用者(処分業)の指定		75日	林務環境事務所	7日	環境整備課	68日
32	使用済自動車の再資源化等に関する法律	42条	1項	引取業者の登録		30日			環境整備課	30日
33	使用済自動車の再資源化等に関する法律	42条	2項	引取業者の登録の更新		30日			環境整備課	30日
34	使用済自動車の再資源化等に関する法律	53条	1項	フロン類回収業者の登録		30日			環境整備課	30日
35	使用済自動車の再資源化等に関する法律	53条	2項	フロン類回収業者の登録の更新		30日			環境整備課	30日
36	使用済自動車の再資源化等に関する法律	60条	1項	解体業の許可		75日			環境整備課	75日
37	使用済自動車の再資源化等に関する法律	60条	2項	解体業の許可の更新		75日			環境整備課	75日
38	使用済自動車の再資源化等に関する法律	67条	1項	破碎業の許可		75日			環境整備課	75日
39	使用済自動車の再資源化等に関する法律	67条	2項	破碎業の許可の更新		75日			環境整備課	75日
40	使用済自動車の再資源化等に関する法律	70条	1項	破碎業の事業範囲の変更許可		75日			環境整備課	75日